



# 鳥取県公報

平成 23 年 12 月 9 日 (金)  
第 8 3 5 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (715) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (716) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (717) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (718) (〃) . . . . . 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (86) . . . . . 4
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (2件) (技術企画課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
安藤歯科医院	日野郡日野町黒坂1390	平成23年11月1日
ふなこし眼科	米子市紺屋町15	平成23年11月5日

## 鳥取県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
中嶋 陽平	米子市淀江町淀江872 -11	さとう接骨院米子分院	米子市大谷町140-2	平成23年11月30日

## 鳥取県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
安藤歯科医院	日野郡日野町黒坂1390	平成15年12月18日
武内歯科医院	東伯郡湯梨浜町田後572	平成23年9月14日

## 鳥取県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
合同会社ゆきライフサポート	米子市皆生新田三丁目24-30	合同会社ゆきライフサポート	米子市皆生新田三丁目24-30	訪問介護	平成23年11月30日
ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目4-2	ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	居宅療養管理指導	平成23年11月1日
合同会社デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6	デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6	通所介護	平成23年10月1日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模デイサービスセンター陽だまりの家かわはらハウス	鳥取市河原町布袋189-2	〃	平成23年10月12日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	デイサービスセンター清願の郷	米子市富益町15-33	〃	平成23年11月30日
株式会社エスペランサ	米子市両三柳4596-4	デイサービスありがとう	米子市両三柳4596-4	〃	平成23年12月1日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	小規模多機能居宅介護事業所照陽の家	米子市角盤町三丁目124-3	小規模多機能型居宅介護	平成23年11月30日
社会福祉法人赤碕福祉会	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	グループホームはなみ	東伯郡琴浦町大字赤碕1087-7	認知症対応型共同生活介護	〃

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
合同会社ゆきライフサポート	米子市皆生新田三丁目24-30	合同会社ゆきライフサポート	米子市皆生新田三丁目24-30	介護予防訪問介護	平成23年11月30日
ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目4-2	ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	介護予防居宅療養管理指導	平成23年11月1日
合同会社デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6	デイサービスめぐみ	米子市目久美町38-6	介護予防通所介護	平成23年10月1日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	デイサービスセンター清願の郷	米子市富益町15-33	〃	平成23年11月30日
株式会社エスペランサ	米子市両三柳4596-4	デイサービスありがとう	米子市両三柳4596-4	〃	平成23年12月1日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	小規模多機能居宅介護事業所照陽の家	米子市角盤町三丁目124-3	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年11月30日

社会福祉法人 赤碕福祉会	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	グループホーム はなみ	東伯郡琴浦町大字赤碕1087-7	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	〃
-----------------	------------------	----------------	------------------	--------------------------	---

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町452	居宅介護支援事業所ふくもり	倉吉市福守町492-1	平成23年9月 19日
株式会社エス ペランサ	米子市両三柳4596-4	ケアセンターありがとう	米子市両三柳4596-4	平成23年11月 30日

## 4 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬999-2	三朝町地域包括支援センター	東伯郡三朝町大字大瀬999-2	平成23年7月 1日

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第86号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成23年12月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,689
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,404
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,820
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,147
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,795
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,831
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,574
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,673
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,411
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,491
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,734

# 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年12月9日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道9号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成23年11月22日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町細川字奥堤	89	畑	山林	148	174.96	174.96	別記のとおり	別記のとおり	なし	なし

## 別記

- 藤井 幸枝 鳥取市青谷町亀尻324-1（持分不明）  
 太田 みよこ 鳥根県松江市白瀧本町13-10（持分不明）  
 横山 久廣 鳥取市福部町細川344（持分不明）  
 横山 忠幸 鳥取市福部町細川16-11（持分不明）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年12月9日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道 9 号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年11月22日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町細川字奥堤上エ	818	山林	山林	1,454	4,426.62	920.47	別記1のとおり	別記1のとおり	なし	なし
鳥取市福部町細川字前田	1434	畑	畑	188	188.89	53.11	別記2のとおり	別記2のとおり	別記2のとおり	別記2のとおり

別記 1

土地所有者

横山 久廣 鳥取市福部町細川344

別記 2

土地所有者

横山 久廣 鳥取市福部町細川344

土地に関して権利を有する関係人

鳥取信用金庫 代表理事 藤本 英興 鳥取県鳥取市栄町645